

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	合同会社 Connect With Children	種別	児童発達支援事業 放課後等デイサービス
代表者	鈴木 純子	管理者	鈴木 純子
所在地	神奈川県横浜市鶴見区 豊岡町 20-24 清新スクエア 101	電話番号	045-570-5880

総論

(1) 基本方針

施設・事業所としての災害対策に関する基本方針を記載する。

本計画は、大地震等の自然災害や感染症のまん延などをはじめとした突発的な経営環境の 変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なく なった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

(2) 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

ア 災害対策委員会を設置する。

イ 災害対策委員会は、BCP の策定及び職員への研修計画の実施状況の把握並びに BCP の見直し を行うため、定期的に会議を開催する

ウ BCP に関する職員への研修・訓練を必要に応じて実施する

主な役割	部署・役職	補足	
統括責任	代表者		
BCP の策定及び見直し	災害対策委員会		
職員への研修・訓練	災害対策委員会		

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

巻末に別紙として添付

- ・つるみ 生活・防災マップ
- ・横浜市 浸水ハザードマップ 鶴見区
- ・横浜市土砂災害ハザードマップ 鶴見区

被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【自治体公表の被災想定】

地震被害想定

(1) 元禄型関東地震 鶴見区では震度 6 弱から 6 強の揺れになり、広い範囲で震度 6 強以上の強い揺れになります。沿岸部の埋立地や鶴見川流域で液状化現象の可能性が高くなります。強い揺れ等により 14,870 棟の建物被害が発生し、火災では 7,886 棟が全焼する甚大な被害が発生し、その結果、273 人の死者が予測されます。ライフラインはいずれも広域で機能支障が生じ緊急輸送路・鉄道も、地盤変状等により大きな支障が生じます。現時点では被害を数値化することは困難ですが、長周期地震動による被害や津波火災の発生も懸念されることから、さらに被害が拡大することが懸念されます。

(2) 東京湾北部地震 鶴見区では震度 6 弱から 6 強の揺れになり、広い範囲で震度 6 弱になります。沿岸部の埋立地で液状化の可能性が高くなります。元禄型関東地震に比べると、被害は小さくなるものの相当な被害が見込まれます。揺れ等により 11,349 棟の建物被害が発生し、火災では 3,480 棟が全焼する甚地震名解説 元禄型関東地震 相模トラフ沿いを震源とするマグニチュード 8.1 の地震 東京湾北部地震 マグニチュード 7.3 の首都直下地震 南海トラフ巨大地震 東海地震を包括したマグニチュード 9 クラスの地震 慶長型地震 神奈川県「平成 23 年度津波浸水想定検討部会」で設定したマグニチュード 8.5 の地震。津波被害の検討対象地震 2 大な被害が発生し、その結果、141 人の死者が予測されます。ライフラインはいずれも広域で機能支障が生じ緊急輸送路・鉄道も、地盤変状等により大きな支障が生じます。東京都では約 30 万棟の建物被害、約 9,700 人の死者が予想されているので、東京の中核機能が発揮されない可能性があり、救助・復旧活動が懸念されます。

(3) 南海トラフ巨大地震 鶴見区では震度 5 弱から 5 強の揺れになり、広い範囲で震度 5 強になります。沿岸部の埋立地で液状化の可能性が高くなります。液状化による建物被害が、揺れによる建物被害を上回ります。長周期地震動による高層建物や石油タンク等への影響も懸念されます。津波による建物被害や交通施設の浸水区間も、慶長型地震ほどではありませんが多数発生します。

(4) 慶長型地震 鶴見区では津波による 4,842 棟の建物被害が発生し、その結果、8 人の死者が予測されます。道路や鉄道も何らかの形で浸水の影響を受ける区間が多数発生します

【自施設で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理することを推奨する。

<記入フォーム例>

	当日	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目
電力				復旧	→	→	→	→	→
E V									
飲料水	備蓄飲料水の活用			復旧	→	→	→	→	→
生活用水	貯水の活用			復旧	→	→	→	→	→
メール	通常	→	→	→	→	→	→	→	→

(4) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

年2回実施が求められている消火訓練及び避難訓練に合わせて、年1回は研修を実施し、年1回は訓練を実施する。

* 訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② BCPの検証・見直し

評価プロセス（災害対策委員会で協議し、責任者が承認するなど）や定期的に取り組の評価と改善を行うことを記載する。

業務継続計画（BCP）は、年1回実施する研修及び年1回実施する訓練の実施後に、災害対策委員会で協議し、見直しを行う。見直した業務継続計画（BCP）は、院長の決済を経て、職員に周知する。災害対策委員会は、職員から業務継続計画（BCP）について改善すべき事項について意見を聞くこととし、その内容を災害対策委員会の議論に反映する。

* 継続してPDCAサイクルが機能するよう記載する。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
子どもの発達教室たち 教室	建築基準法上の基準を満たしている。	2015年9月建築
パソコン、キャビネット、TV、棚など	原則転倒、落下、移動防止のための対策器具を設置	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
棚	転倒防止対策	
書庫	転倒防止対策	
消火器など	消火器等の設備点検	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	毎月 1 回点検を実施。	
外壁にひび割れ、欠損、ふくらみは無いかな	毎月 1 回点検を実施。	
暴風による危険性の確認	避難訓練の際に、各スタッフで点検する。	
周辺に倒壊や飛散しそうな物はないかな	避難訓練の際に、各スタッフで点検する。	

(2) 電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
情報機器：パソコン、インターネットなど	家庭用発電機を準備
照明器具、冷暖房器具	懐中電灯、毛布などを準備

(3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
なし	ガス設備無し

(4) 水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活水の確保を記載する。

① 飲料水

職員と最大利用者数×2リットル×3日分の飲料水（1人6リットル）を確保し、保存期間に留意する。

* 備蓄の場合は、備蓄の基準（2リットルペットボトル●本（●日分×●人分）などを記載）

② 生活用水

被災直後の給水可能な状態時に、18L容器2つの給水を行う予定。
生活用水としては、手洗いとトイレ洗浄などの使用を予定しているが、すべてシートなどでの代用も可能。

* 貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話/携帯メール/PHS/PCメール/SNS等

固定電話 2台 事業所のタブレット端末 1台 職員全員のスマートフォン 各1台(全員Line可)
--

(6) システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策を記載する(手書きによる事務処理方法など)。

浸水リスクが想定される場合はサーバーの設置場所を検討する。

データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

・請求ソフト(カイボケ)のログインID、パスワードを確認できるように保存しておく。 ・給与システム:USBでのバックアップ ・勤怠管理システム:USBでのバックアップ、出退勤記録ができない場合は、紙による出退勤簿を作成し使用する。 ・防犯カメラシステム:対応なし
--

(7) 衛生面(トイレ等)の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を記載する。

① トイレ対策

【利用者】

簡易トイレ(備蓄品)を使用する。

【職員】

簡易トイレ(備蓄品)を使用する。

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

排泄物や使用済みオムツ等の汚物はビニール袋(原則専用袋)を使用し、衛生面に留意して隔離・保管する。最終的には専門業者への引き渡しを行う

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する(多ければ別紙とし添付する)。定期的に関リストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
ビスケットなど	20	5年前後	教室内物置	災害対策委員会

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
救急セット	1		事務所	災害対策委員会

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当

(9) 資金手当て

災害に備えた資金手当て（火災保険など）を記載する。

緊急時に備えた手元資金等（現金）を記載する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・損害保険としてあいおいニッセイ同和損保の保険に加入・緊急時の資金については、教室運営費として管理者が管理している。 |
|---|

* 地震保険の保険契約については地域によって制限がある

緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けてBCPを発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】

本計画に定める緊急時体制は、横浜市鶴見区周辺において、震度5以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱を総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合、管理者の指示によりBCPを発動し、対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

- ・大雨警報（土砂災害）、洪水警報が発表されたとき。
- ・台風により高潮注意報が発表されたとき。

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
教室管理者	児童発達管理責任者	正社員のうち社歴の長い方

(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

利用児童とその保護者、そしてスタッフ自身の生命を守る行動を心がける。

対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

災害時における対応体制は以下のとおりとする。

【地震防災活動隊】隊長：管理者 地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。

【情報班】行政と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、隊長に報告するとともに、利用家族へ利用者の状況を連絡する。活動記録をとる。班長：児発管

【消火班】地震発生直後直ちに火元の点検、発火の防止に万全を期すとともに、発火の際には消火に努める。班長：管理者

【応急物資班】食料、飲料水の確保に努めるとともに、飲料水等の配布を行う。班長：常勤職員

【安全指導班】利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。隊長の指示がある場合は利用者の避難誘導を行う。家族への引継ぎを行う。班長：常勤職員

【救護班】負傷者の救出、応急手当及び病院などへの搬送を行う。班長：当日の非常勤スタッフ

【地域班】地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティア受け入れ体制の整備対応を行う。班長：当日の非常勤スタッフ

(3) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
事務室		

(4) 安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（別紙で確認シートを作成）。なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を記載する。

【安否確認ルール】

震災発生時は、電話、SNS 等にて利用者の安否確認を行う。

お預かり時に負傷者が発生した場合には応急処置を行い、必要な場合は病院へ搬送する。

【医療機関への搬送方法】

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく（別紙で確認シートを作成）。

（例）携帯電話、携帯メール、PCメール、SNS等

【施設内】

職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて行い、管理者に報告する。

【自宅等】

自宅等で被災した場合(自地域で震度 5 強以上)は、①電話、②SNS、③災害用伝言ダイヤルで、事業所に自身の安否情報を報告する。

報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

(6) 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

・震度 5 強以上の揺れが発生した場合は、職員から事業所に連絡をとり、30 分以上連絡が取れない場合は、安全を確保しながら参集する。・自らまたは家族が被災した場合や、交通機関、道路などの事情で参集が難しい場合は、参集しなくてよい。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所を記載する。また、津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策について検討しておく。

【施設内】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	観察室	
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がある場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・避難場所を大声で周知しながら、集合する。 ・天井からの落下物に留意する。 ・避難時は極力、靴を履く。 	

【施設外】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	豊岡小学校	
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時は靴を履く。 ・利用者がある場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。 ・避難にあたっては、事業所内に残された人がいないか、確認して避難する。 ・避難時持ち出し袋を忘れずに。 	

(8) 重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する（被災想定（ライフラインの有無など）と職員の出勤と合わせて時系列で記載すると整理しやすい）。

経過目安	発生当日	発生後1日	発生後2日	発生後3日
職員数	5名	4名	4名	4名
在庫量	100%	95%	90%	85%
ライフライン	停電、断水	停電・断水	停電・断水	
重要業務の基準	利用児童を無事に帰宅させる	休止	休止	ほぼ通常、一部減少・休止

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
通常と同様に対応	業務上必要としない

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】

震災発生後に職員が長期間帰宅できず、長時間業務となる可能性はほぼないが、参集した職員の人数により、なるべく職員の大量及び負担の軽減に配慮して勤務体制を組むように災害時のシフトは柔軟に取り扱うこととする。

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

<建物・設備の被害点検シート例>

		対象	状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備		躯体被害	重大／軽微／問題なし	
		エレベーター	利用可能／利用不可	
		電気	通電 / 不通	
		水道	利用可能／利用不可	
		電話	通話可能／通話不可	
		インターネット	利用可能／利用不可	
		...		
(フロア単位) 建物・設備		ガラス	破損・飛散／破損なし	
		キャビネット	転倒あり／転倒なし	
		天井	落下あり／被害なし	
		床面	破損あり／被害なし	
		壁面	破損あり／被害なし	
		照明	破損・落下あり／被害なし	
		...		

② 業者連絡先一覧の整備

別紙にて巻末に記載

業者名	連絡先	業務内容

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載する。

災害による被害状況や復旧の進捗具合などは、ホームページ等を利用して情報発信する。
公表のタイミングや範囲、内容、方法などについて慎重に精査する。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

連携予定なし

② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

現在のところ、予定なし

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
医療法人社団永高会 蒲田クリニック	03-3737-6221	

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
鶴見区子ども家庭支援課	045-510-1839	

(2) 連携対応

① 事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

○地域交流

- ・事業所の情報発信
- ・被災時の連絡先交換

連携協定は今後検討、協議する。

② 利用者情報の整理

--

③ 共同訓練

予定なし

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

災害対策委員会で、今後検討する。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

災害対策委員会で、今後検討する。

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

災害対策委員会で、今後検討する。

6. 通所サービス固有事項

【平時からの対応】

○サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。

○平常時から、地域の避難方法や避難場所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫する。

【災害が予想される場合の対応】

○台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、利用者やその家族にも説明する。

【災害発生時の対応】

○サービス提供を長時間休止する場合は、必要に応じて、他事業所のサービス等への変更を検討する。

○利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和6年3月1日	作成